

地域医療・救急医療体制の確保

【保健所総務課・消防本部警防課】

1 事業の目的

夜間や休日における救急患者に対して、症状に応じた適切な医療を提供できるよう、二次救急医療体制の充実強化を図り、その円滑な運営を確保する。

2 事業概要

新たな二次救急医療体制（平成21年6月稼働）の円滑な運営を確保する。

（1）新たな二次救急医療体制の円滑な運営

（ア）病院群輪番制の運営

- ・病院群輪番制（5病院）の円滑な運営

（イ）輪番制病院と救急告示医療機関の協力・連携の促進

- ・協力病院等（8病院・3診療所）が病院群輪番制を支える仕組みの円滑な運営

（ウ）消防及び救急医療機関における連絡体制の円滑な運営

- ・全ての救急医療機関と救急隊等との情報共有化を図る仕組みの円滑な運営

（2）救急医療機関の医療設備整備への支援

- ・輪番制病院及び協力病院等における、救急医療に必要な設備整備の支援

（3）小児救急医療施設の運営

- ・小児二次救急医療体制の確保

（4）救急医療の適正受診の促進

- ・普及啓発等による救急医療に対する市民の理解・協力を確保

（5）宇都宮市救急医療対策連絡協議会の運営

- ・新たな二次救急医療体制の評価・検証

3 事業スケジュール

- 平成22年度
- ・新たな二次救急医療体制の円滑な稼働の確保及び評価・検証
 - ・協力病院等設備整備費補助の実施
 - ・救急医療の適正受診の促進

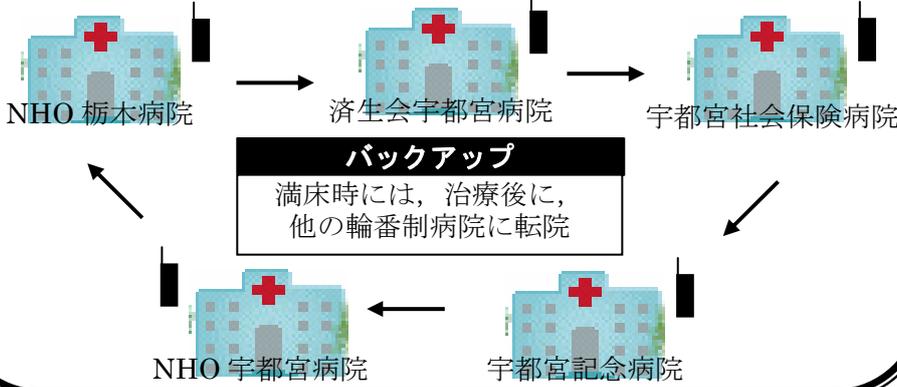
新たな二次救急医療体制の稼働状況について

新たな二次救急医療体制

救急告示医療機関数 16医療機関

【輪番制病院】

◆ 5病院による輪番制で対応



重症度に応じた患者受入れ

※重症患者の受け入れ

重症

バックアップ

◆ 協力病院等で対応が困難な患者について、輪番制病院が受け入れ

バックアップ

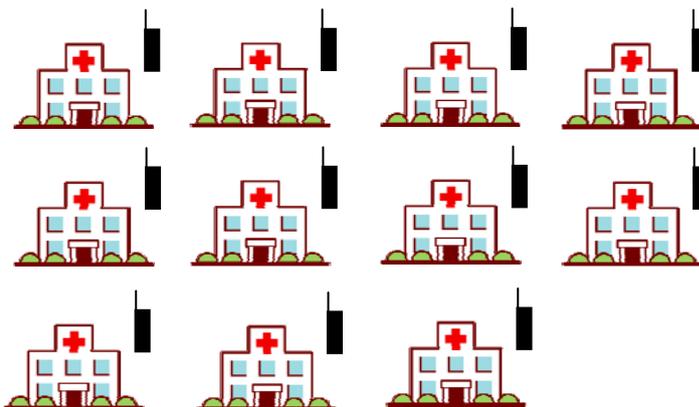
救急患者の集中是正
◆ 輪番制病院が重症患者を円滑に受け入れられるよう、中等症の患者については、輪番制病院において治療を行った後、協力病院等が受け入れ

患者発生

中等症

【その他の救急告示医療機関】

◆ 協力病院(7), 連携病院(1), 応援救急医療機関(3)に位置づけ



※中等症以下の患者の円滑な受け入れ

軽症

■ : 各救急医療機関に専用電話を配置し、16医療機関すべてが、相互に迅速な連絡を図れる体制を確保